

貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入に関する細則

(11.10.26 20.12.8 改正)

貸借取引貸借担保金の代用として受け入れる有価証券（以下「代用有価証券」という。）の取扱いについては、次の基準による。

(16.5.6 改正)

1. 代用有価証券の種類および代用価格

(1) 代用有価証券の種類は次に掲げるものとする。その受入れの際における代用価格は、受入日の2営業日前の時価に当該有価証券の種類ごとに定める代用掛目を乗じて得た額を超えない額とし、受入日の翌営業日以降についても同様とする。

代用有価証券の種類	代用掛目
(イ) 国債証券	95%
(ロ) 政府保証債券	90%
(ハ) 金融債	} 85%
(ニ) その他の特殊債券	
(ホ) 地方債証券	
(ヘ) 社債証券	
(ト) 円貨建外国債券	
(チ) 転換社債型新株予約権付社債券	80%
(リ) 株券	80%
(ヌ) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券 (以下「優先出資証券」という。)	80%
(ル) 投資信託の受益証券および投資証券	80%
(ヲ) 外国株券	80%
(ヅ) 外国投資信託受益証券	80%
(カ) 外国投資証券	80%
(コ) 預託証券	80%
(ク) 受益証券発行信託の受益証券	80%
(ケ) 外国受益証券発行信託の受益証券	80%

(2) 前号における時価は、次に掲げる有価証券の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、当該時価のない場合は、合理的かつ適正な価格または気配値を時価とする。

(イ) 日本証券業協会が売買参考統計値を発表する債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値（物価連動国債（物価連動国債の取扱いに関する省令（平成16年財務省令第7号）第1条に規定する物価連動国債をいう。）にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）

(ロ) 上記1.(1)に列挙する有価証券（同(イ)から(ト)に掲げるものを除く。）のうち金融商品取引所に上場されているもの

金融商品取引所における最終価格（金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(ハ) 上記以外の有価証券

合理的かつ適正な価格または気配値

(3) 代用有価証券の時価の著しい値下りまたは権利落ちその他の場合において、上記基準により算定した代用価格によることが不適当と認めるときは、値下り後の時価等を基準として当該代用価格を変更する。

(36.9.28 50.11.26 52.6.15 56.12.1 2.10.5 5.3.25 7.5.29 8.5.7 10.12.1 11.4.1 11.10.26
12.2.1 12.12.22 14.4.1 14.5.27 14.8.5 16.12.13 19.4.2 19.9.30 20.2.1 20.4.1 20.12.8
2018.5.1 改正)

2. 代用有価証券の受入れ制限

代用有価証券の受入れに当っては、同一銘柄に偏らないことを原則とし、貸借取引の申込制限措置等対象銘柄その他で当社が不相当と認めた銘柄については受入れを制限することができる。
(56.12.1 新設 11.10.26 改正)

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。

付 則

この改正規定は、2018 年 5 月 1 日から実施する。